

公益財団法人 愛知県健康づくり振興事業団
期限付職員（運動指導員）の募集について

A

1 業務内容

- (1) アスレチックジム利用の説明及び指導 (2) 同施設の管理及び監視業務
(3) ヘルスチェック（体力検査）の実施 (4) 体力測定室における測定
(5) 健康づくり教室における運動指導業務 (6) その他、運動施設及び附属施設の管理等

2 募集人数

若干名

3 応募条件

(1) 次のいずれかに該当する人

- ア 大学・短大又は専門学校において保健体育関係学を履修して卒業した人又は卒業見込みの人
イ 健康運動指導士の資格を有する人（同等の能力があると判断される人も対象といたしますので、お問い合わせください。）

※同等の能力を有すると判断される人の例

- ① 3年以上運動指導に従事した経験のある人
② 運動指導に関連する資格を有する人（エアロビックダンスエクササイズインストラクター、スポーツプログラマー、フィットネストレーナー 等）
③ 保健医療に関する資格を有する人（理学療法士）
④ 学校教育に関する資格を有する人（小・中・高等学校教員免許(保健体育)

(2) 簡単なパソコン操作（ワード、エクセル等）ができる人

(3) 次のいずれにも該当しない人

- ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
イ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産宣告を受けている人(心身耗弱を原因とするもの以外)

4 採用予定日

令和7年4月1日

※卒業見込みの人が、令和6年度中に卒業できなかった場合は、採用取消となります。

5 雇用予定期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

6 勤務条件

別紙参照

7 選考方法

- (1) 第1次選考 応募書類をもとにした書類選考

(2)最終選考 作文、面接

8 受験手続

(1)申込先及び問い合わせ先

公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団 事務局事務管理部事務管理課
〒470-2101 愛知県知多郡東浦町大字森岡字源吾山1番地の1
電話 0562-82-0205 (ダイヤルイン)

(2)申込み手続き

まず上記の問い合わせ先に電話にてご連絡ください。

その後、市販の履歴書の左上部の余白に「運動指導員（期限付）応募」と記載し、所要事項を記入（写真貼付）のうえ、上記の申込先あて持参又は郵送してください。

9 選考の日時

別途通知します。

期限付職員（運動指導員）の勤務条件

1 勤務場所

- ① あいち健康の森健康科学総合センター（あいち健康プラザ）知多郡東浦町大字森岡字源吾山1-1
- ② 刈谷市中央げんきプラザ 刈谷市若松町3-8-2（総合健康センター3階）
- ③ 刈谷市洲原げんきプラザ 刈谷市井ヶ谷町松ヶ崎6-26（北部生涯学習センター1階）
- ④ 東海市しあわせ村 東海市荒尾町西廻間2番地の1
- ⑤ 西尾市民げんきプラザ 西尾市下町神明下13-3

※勤務場所については、職員の配置状況等を考慮して決定することになります。

※人事異動により、事業団の事業実施場所内で変更される場合があります。

2 勤務時間

(1) 勤務時間数

1日7時間45分、週38時間45分

(2) 勤務時間等

- ・午前8時45分から午後5時15分まで（休憩45分）
- ・午後0時45分から午後9時15分まで（休憩45分）

※①の勤務場所の例です（シフト制勤務となっています。）。それ以外（②～④）の勤務場所は、お問い合わせください。

3 週休日

4週8休（基本的には月曜日と4週を超えない期間につき1週間あたり1日※）

※①の勤務場所の例です。

（月曜日と土曜日又は日曜日の週2日（ローテーションにより割り当てられます。）が基本となります。）

それ以外（②～④）の勤務場所は、お問い合わせください。

4 休暇

休暇制度としては、年次休暇、介護休暇、慶弔・厚生休暇などの特別休暇があります。

5 給料等

初任給（地域手当含む）は、次のとおりです。 ※愛知県人事委員会勧告等の内容に応じて改正される可能性あり

大学卒の場合 月額 約243,000円

短大卒の場合 月額 約225,000円

なお、学校卒業後に経験年数（就職等）を有する人は、初任給に一定額が加算される場合があります。

（参考：5年間のフルタイム勤務経験がある方の目安）

大学卒の場合 月額 約262,000円

短大卒の場合 月額 約250,000円

また、期末勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等の諸手当がそれぞれ条件に応じ支給されます。

6 社会保険

各種保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険）に加入していただきます。

7 試用期間

採用後6ヶ月間は試用期間となります。試用期間中の勤務評価（勤務態度、能力、勤怠等）により適格と認められた場合、試用期間終了後に正式採用となります。なお、上記1～6の条件は試用

期間中の職員についても適用されますので、試用期間中であっても条件面で不利益にはなりません。

8 その他

当事業団は、次の取組を行っています。

- ・スポーツ庁スポーツエールカンパニー認定企業
- ・愛知県健康経営推進企業登録
- ・愛知県女性の活躍促進宣言企業
- ・協会けんぽ健康宣言チャレンジ事業所
- ・あいっこ家庭教育応援企業